

社会福祉法人大口町社会福祉協議会理事、監事及び評議員の報酬等  
に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大口町社会福祉協議会の定款第10条及び第25条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 会長は、業務執行のため週2回以上出勤するものとし、その報酬として別表1のとおり支給する。

2 報酬は、就任した月から辞任した月まで支給し、毎月支払う。

(費用弁償)

第3条 理事、監事及び評議員が、その職務のため、理事会、監査会、評議員会に出席したときは、別表2に定める額を費用弁償する。ただし、報酬を支給する会長には、支払わないものとする。

2 前項に規定する費用弁償は、その会議の終結後支払う。

(改廃)

第4条 この規程の改定は、評議員会の決議を得て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

別表1

会長に支給する報酬	月額 30,000円
-----------	------------

別表2

理事会に理事、監事が出席したとき	1回	2,000円
監査会に理事、監事が出席したとき	1回	2,000円
評議員会に評議員及び理事、監事が出席したとき	1回	2,000円